

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（目指す地域福祉の姿）

すべての市民が住み慣れた地域で個人として尊重され、人と人がつながり、支え合うことの大切さを実感し、自分らしくいきいきと暮らせる安全・安心なまちの実現を目指します。

本計画の基本理念は、第1期から第3期まで継承してきた理念を引き継ぐこととし、また、「第2次石巻市総合計画」で掲げる保健福祉分野の基本目標として位置付けられている基本目標3『共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち』と共通意識を持って本計画を推進します。

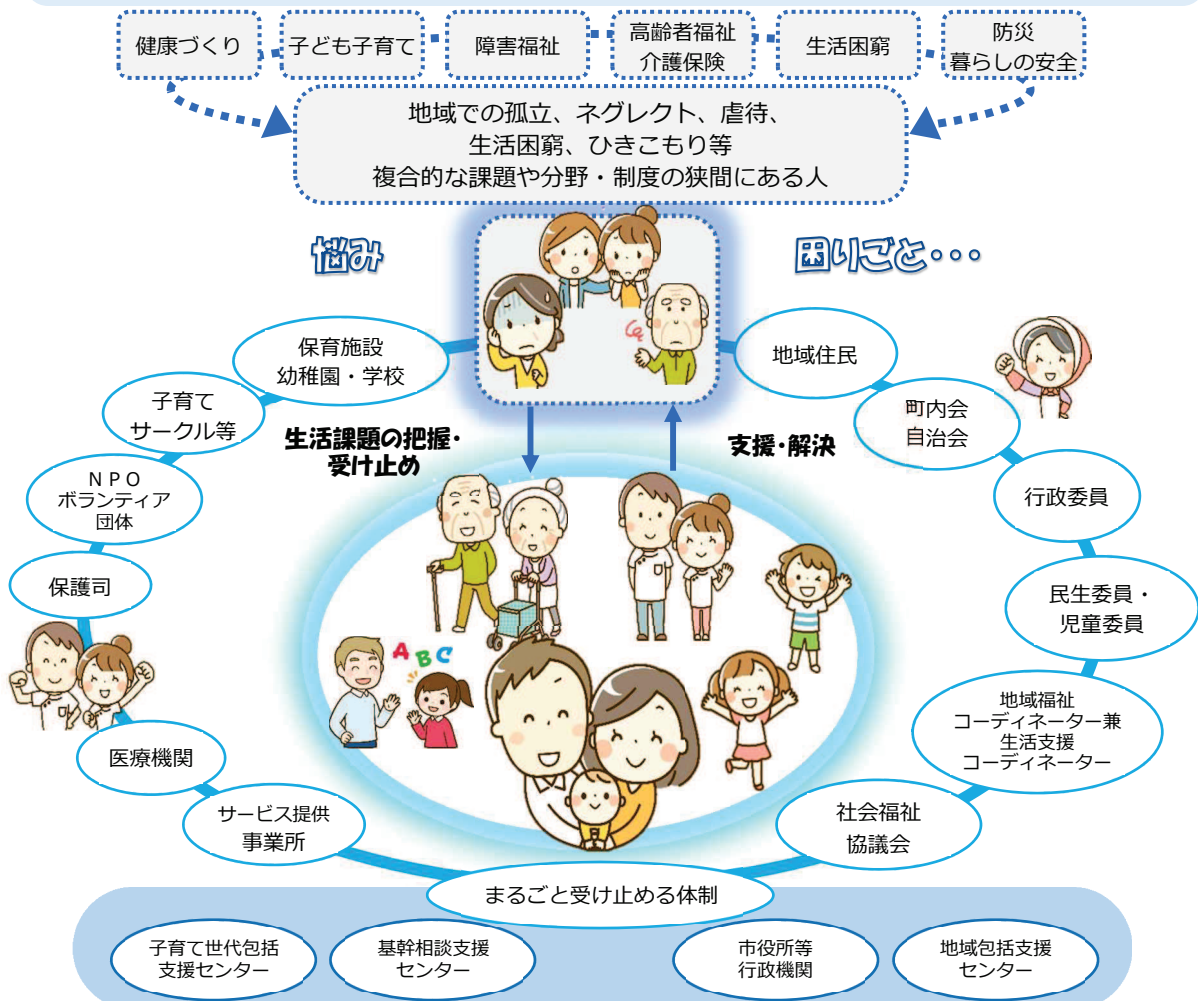
基本理念

いつも自分らしく生きるために
みんなで支え合う地域づくり



～ 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまちを目指します ～

本計画では、以下のイメージ図に示す次世代型地域包括ケアシステムを推進し、地域で活動するあらゆる主体が生活課題に気づき、我が事として受け止め、連携して解決を図る体制づくりを目指します。

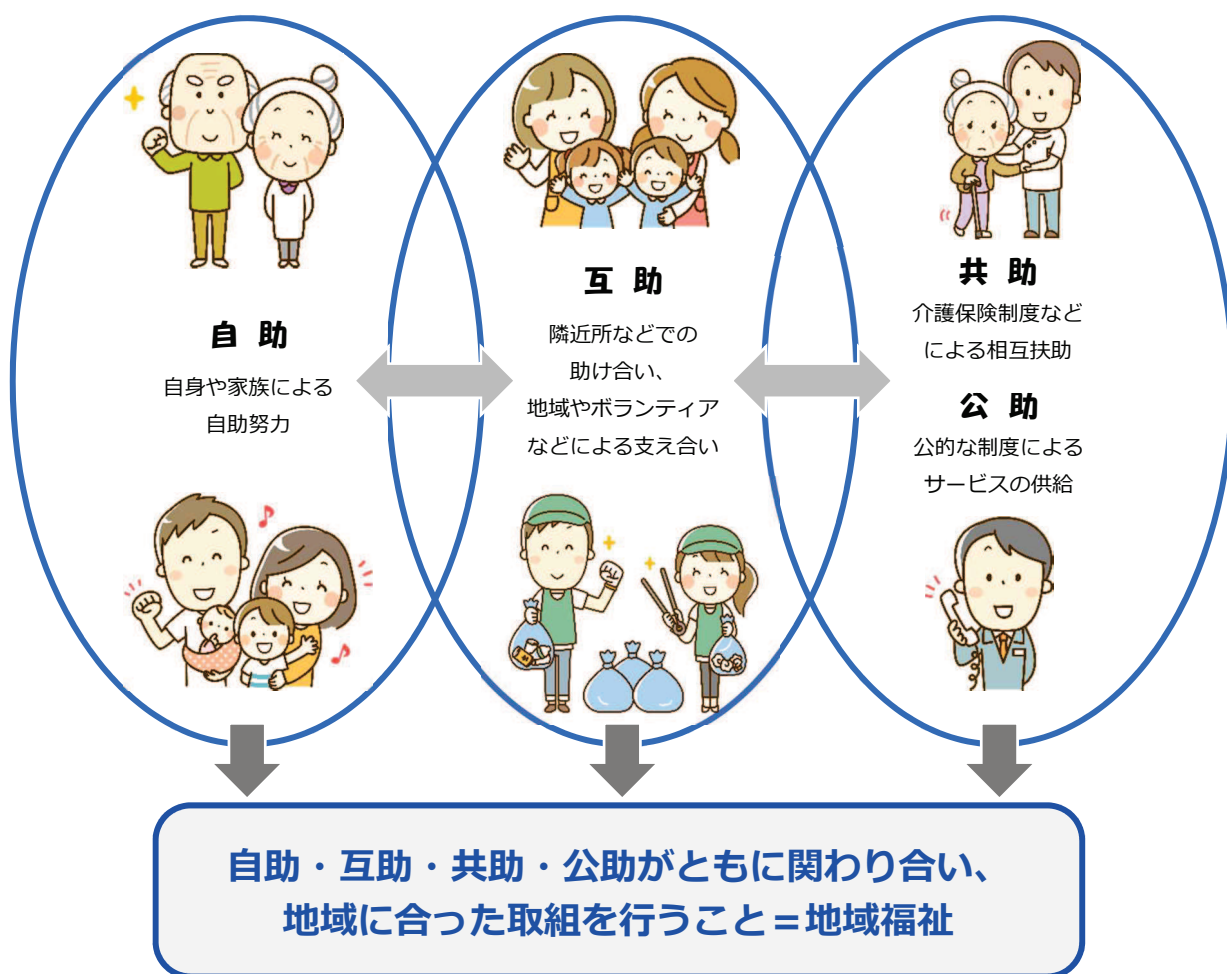


2 地域での支え合いの考え方

地域での支え合いを築いていくための考え方として、自助・互助・共助・公助というものがああります。

そして、この自助・互助・共助・公助が相互に関わりながら、地域に合った取組を行うことが、基本理念に掲げる「いつも自分らしく生きるためにみんなで支え合う地域づくり」（目指す地域福祉の姿）の実現につながります。

【地域での支え合いの考え方】



自助：自分自身や家族の力で困りごとを解決すること。

互助：自身の周囲にいる友人や隣近所の人たちが、自発的に関わり、ボランティアやNPO等も含めて、地域の中の助け合いで困りごとの解決に向けて取り組むこと。

共助：介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助で解決すること。

公助：様々な公的なサービスにより、個人や地域では解決できない困りごとに対処すること。

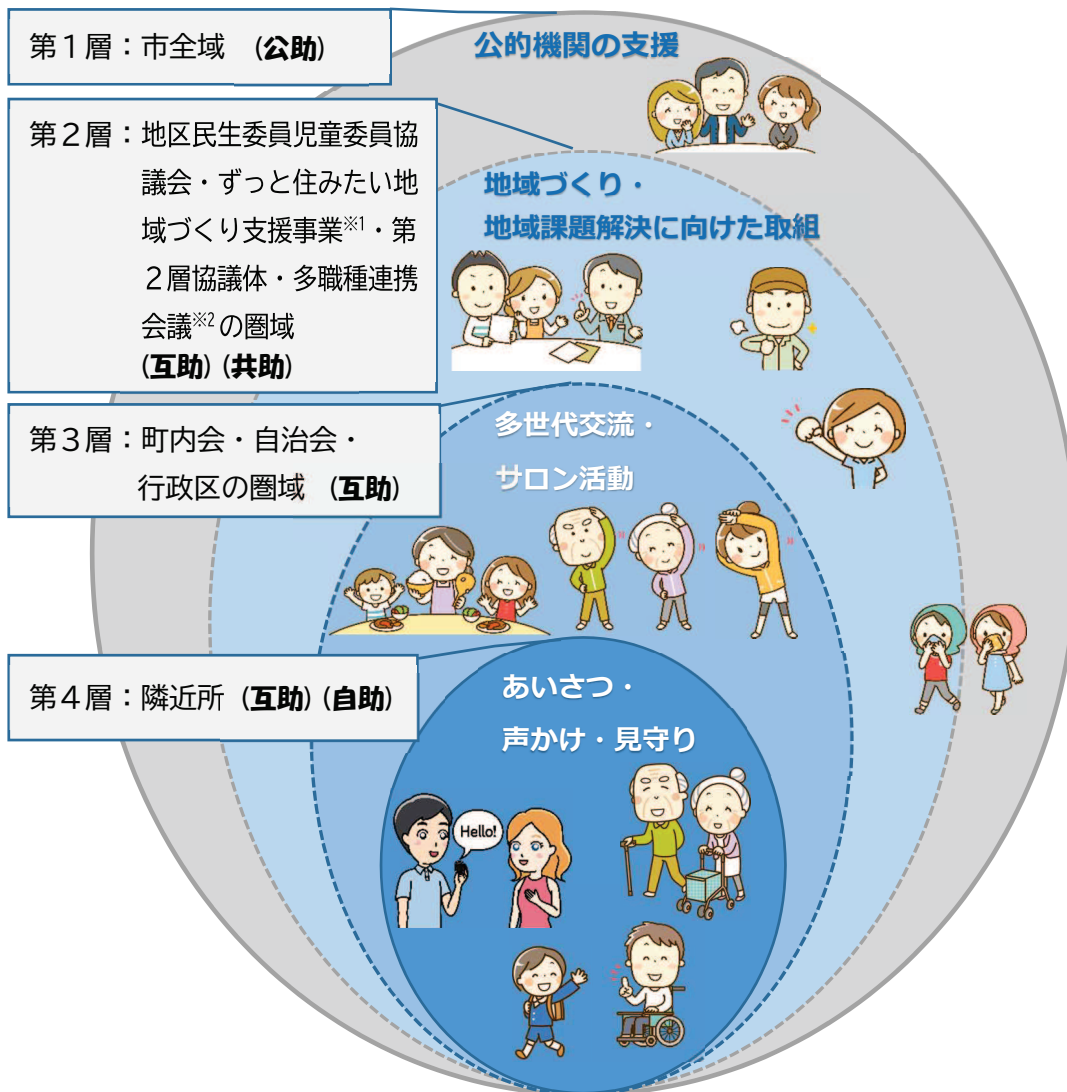
3 圏域のとりえ方

本市では、市民の活動する範囲に応じて、効果的に支援やサービスを提供するための圏域を「層」という形で表しています。

包括的な支援体制を整備していく上で、「市民に身近な圏域」などについては、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要です。その際、高齢者、障害のある人、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められています。

本市では、以下に示す4つの圏域を設定し、各圏域での課題や役割を明確にしながら相互に連携強化を図り、地域による取組を包括的に機能させることにより、地域福祉の推進を図ります。

【石巻市の圏域の考え方】



※1 身近な地域をより住みやすくするために、市民の手で身近な地域の不安や課題を解決し、市と協働による地域づくりを進めるための仕組みづくりのこと。

※2 東日本大震災後に実施してきたエリアミーティングの機能を継続し包括的な相談支援体制と位置づけ、市や関係機関等の支援者が地域住民の困りごとや埋もれている社会資源などを拾い上げ、解決に向けたつなぎ先を検討する場。

4 基本目標

基本目標 1

身近なことの 変化に 『気づく』 地域づくり

身近な地域に目を配ってみると、支援が必要な人や場面がありますが、地域のつながりの希薄化が進み、そのような地域課題に気が付くことができない場合があります。また、困りごとを抱えていても自ら声を発することができない人もいます。

家族や友人、身近な地域の人が困っていたり、悩んでいることに『気づく』ためには、そうしたことに関心を持つ必要があります。気負いなく声かけや手助けできる市民が増えるよう、福祉教育や学習の機会を充実するとともに、地域でのあいさつや声かけなど交流のきっかけづくりを推進し、地域活動、趣味や生きがいを通じた気軽に集える場に人が集い、顔の見える関係性の広がりにより、ささいな変化に『気づく』地域づくりを推進します。

基本目標 2

人と地域が 『つながる』 仕組みづくり

一人ひとりの『気づき』が、身近な地域住民や相談窓口等へ『つながる』よう、誰もが必要な情報を得ることができる分かりやすい情報提供と周知を推進します。また、“断らない相談支援”により、全世代、全分野の相談に応じていくとともに、地域課題を地域で検討し解決を目指す体制づくりを進めます。さらに、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮など制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域活動団体、企業、行政など多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携・協働し、一人ひとりの暮らしを守り、地域を共に創るための『つながる』仕組みづくりを推進します。

基本目標 3

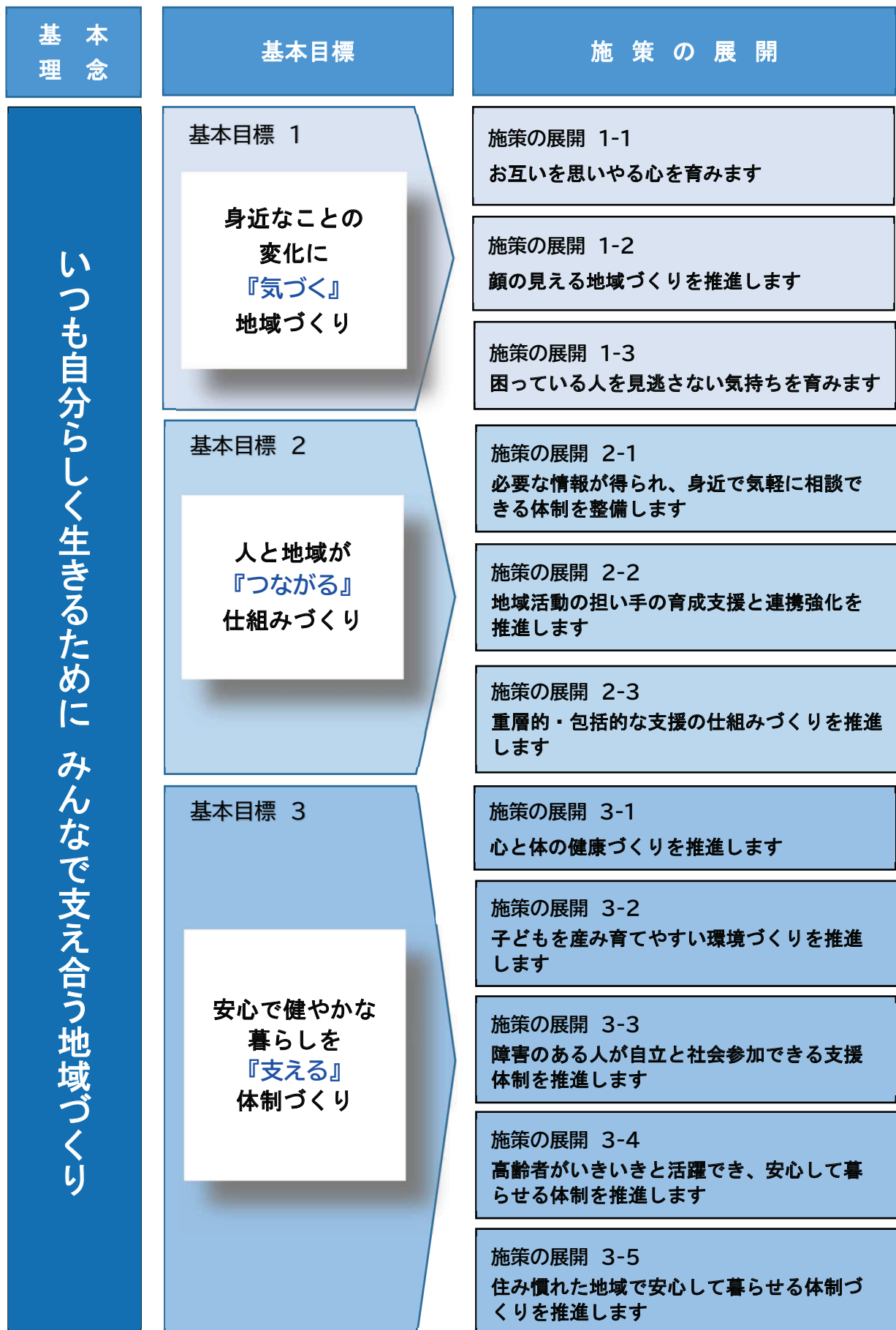
安心して健やかな 暮らしを 『支える』 体制づくり

心と体の健康を持続することは、幸せな生活の実現につながります。

誰もが自他の健康を願い、健やかであり続けることを意識し、自立した生活を送るための『支える』体制が必要です。

高齢者、障害者、子ども・子育て世代等、あらゆる立場の人が快適に、安心して暮らしていくためには、誰もが社会参加しやすく、必要な時に必要な支援が受けられる体制の整備が重要です。福祉サービスの提供体制、安全な暮らしを支える環境整備、災害時の支援体制等を推進し、誰もが生きがいを持ち、自立した生活が送れるよう様々な主体が関係を超えて連携・協働し、日常を『支える』体制づくりを推進します。

5 計画の体系



第4章 施策の展開

基本
目標

1 身近なことの変化に『気づく』地域づくり

【方向性】

気負いなく手助けできる住民が増えるよう、地域でのあいさつや声かけ、福祉教育の充実や地域で気軽に集える場を推進し、顔の見える関係性を広げ、ささいな変化に『気づく』地域づくりを推進します。

施策の展開

- ▶ 1-1 お互いを思いやる心を育みます
- ▶ 1-2 顔の見える地域づくりを推進します
- ▶ 1-3 困っている人を見逃さない気持ちを育みます

関連するSDGs



●数値目標 (KGI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
近所で困りごとの相談ができる・会えば立ち話をする人がいる市民の割合 ア	地域活動の基盤である地域での付き合いの程度をみる指標	全庁、社会福祉協議会	45.5%	60%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

あいさつや声かけをきっかけに近所付き合いをはじめてみましょう。

地域とつながることで、見えてくることや『気づく』ことがあるはずです。



みんな
で
解決



□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 支え合いの意識づくりにおいては、若い世代の意識が低いことから、子どもの頃からの福祉教育や、地域活動に参加しやすい環境づくり、また、地域に関心を持ってもらうような周知・啓発の強化が必要です。
- アンケート調査（一般市民調査）では、近所で困りごとの相談ができる程親しい付き合いをしているとの回答が1割程度となっているため、互いを思いやり気軽に相談ができる関係性の構築を推進する必要があります。

▶目指す姿

- 子どもの頃から福祉の心を育み、誰もが相互に思いやる福祉意識の醸成と福祉活動への関心が高まっています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 地域には様々な人がいて、それぞれの考えを知り、お互いを尊重しましょう。
- 身近な地域のことに関心を持ち、地域住民が支え合って活動していることを知ましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 地域に支援を必要としている人がいたら、必要に応じて声かけや手助けをしましょう。
- ボランティア活動に参加している人は、活動で学んだことを地域の人たちに伝えるなど交流を図りましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

1-1-1 ▶福祉教育の推進

- 地域における交流の中で支え合いや助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手を増やすため、学校での体験学習や地域活動等を通じて、子どもの頃からの福祉教育の取組を推進します。
- 子どもの頃から、自他の人権を尊重し合うことを学び、思いやる心を育むとともに関心の持てるような取組を推進します。

1-1-2 福祉意識の醸成

- 性別や年齢、国籍等の属性や考え方の違いに関わらず、お互いに尊重し合い、支え合う意識を醸成するため、広報・啓発の充実を図ります。
- 地域での支え合いや助け合いの大切さについて理解を深めるため、地域福祉に関する広報・啓発の充実を図ります。
- 福祉関係団体等と連携して、福祉をテーマとした講座や講演会等を開催し、福祉への理解促進を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、社会福祉法人による公益的な取組や、寄附・共同募金等の周知、啓発を図ります。

1-1-3 認知症や障害への理解浸透

- 認知症の人や症状及び対応方法についての正しい理解を深めるため、広報等を通じた周知・啓発を図ります。
- 障害のある人が地域で自立した生活を営むために、障害者週間や講演会、ふれあいイベント等を通じて障害のある人や障害特性に対する理解を深め、誰もが役割を持ち、主体的に活動できる地域づくりを推進します。
- 高齢や障害等によって生じる身体の不自由な状態を疑似体験する高齢者疑似体験やキャップハンディ体験^{*}等の取組を通じて、理解促進を図ります。

◎ 評価指標 (KPI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
小・中・高等学校における人権教室開講校数	人権啓発活動の実施、人権教育の研修・実践例の提供、小・中・高等学校における人権教育年間指導計画の作成	学校教育課	19校	全校 ※令和3年度現在 全校数 52校
石巻市社協出前講座 福祉教育に関わる授業 (キャップハンディ体験学習等)	支え合いの意識の醸成、地域活動への参加の促進 へつながるような機会が確保されたかをみる指標	社会福祉協議会	18回	45回

^{*}ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障害に対する理解を深めてもらう活動。

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 人口減少や少子高齢化、高齢単身世帯の増加、東日本大震災後の地域コミュニティの再編、新型コロナウイルス感染症対策等の要因が重なり、近所付き合いの希薄化が進んでいます。
- 若い世代ほど近所付き合いは希薄となっており、地域での付き合い方が重要な課題となっています。
- 身近な人へのあいさつや声かけから地域との付き合いを築いていくことが必要です。
- アンケート調査（一般市民調査）では、自治会行事等の地域活動への参加率は33.2%と高くはないことから、市民に地域活動やボランティアへの参加意欲を高める取組が必要です。

▶目指す姿

- 地域では、常にあいさつや声かけが交わされ、お互いに顔の見える関係が構築されています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 隣近所の人たちとのあいさつや声かけに加えて、季節の変化などを会話の糸口として、交流してみましょう。
- 身近な人と一緒に地域の行事やサークル活動に参加してみましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 子どもから高齢者まで幅広い世代の交流が深まるきっかけをつくりましょう。
- サロンやお茶会、老人クラブ等の活動継続に向けて、活動の周知や地域の協力により役員の負担軽減を図りましょう。
- 地域活動団体は、互いに連携し、活動を活性化させるため情報共有を行いましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

1-2-1 ▶ あいさつや声かけ運動の推進

- 隣近所でのあいさつや声かけ、地域による見守り活動等を推進します。

1-2-2 ▶ 地域活動への参加促進

- 地域での様々な活動や福祉教育等の機会を通じて、誰でも気軽に町内会・自治会・子ども会、老人クラブ等の地域活動に参加できるようきっかけづくりを行います。
- 学校と連携し、ボランティア活動や各種の講座を通じて、児童・生徒やその親世代の地域活動への参加を促進します。

1-2-3 ▶ 民生委員・児童委員の活動支援

- 民生委員・児童委員の円滑な活動に向けて、必要な情報共有や活動上の悩みを受け止める相談体制の充実、活動にあたってのサポート体制の強化を図ります。

1-2-4 ▶ 気軽に集える場づくりの支援

- 子どもから高齢者まで、幅広い世代が気軽に集える地域の通いの場に対し支援を行い、社会参加や地域でのつながりづくりの充実を図ります。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域活動参加率(自治会行事等) ア	地域活動への参画意識をみる指標	全庁、 社会福祉 協議会	33.2%	41%
地域協働教育事業参加者数 (単年)	地域ぐるみによる教育活動を推進し、地域と学校の連携・協働により子どもを育み、協働教育の充実を図る	生涯学習課	4,096人	8,681人

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 地域住民の中には、心身の問題、生活困窮、8050 問題、ダブルケア、虐待、不登校、ひきこもり等様々な課題を抱えている人がいるため、地域や市、関係機関等は連携・協働により、これらの課題に気づき、必要な支援へつなげることが重要となっています。
- 関係機関や地域活動団体が互いの活動内容や抱えている課題を共有し、問題の解決に向けて、共に協力し合える連携体制の構築が必要です。

▶目指す姿

- 地域では、地域住民同士で困りごとの相談や声かけなどが行われ、日常生活の中で住民の異変に気づくように心がけています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 隣近所の人や知り合いが困っていたり、いつもと様子が違っていたら、声かけし話を聞いてみましょう。
- 日常生活自立支援事業や虐待防止等の人権を守るための考え方について、理解を深めましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 地域住民の困りごとや地域課題は、我が事として受け止め、課題解決に向け取り組めるような地域づくりを目指しましょう。
- 地域福祉コーディネーター（C S C）やボランティア等と連携し、困っている人を見逃さないよう、見守り活動等を行い、把握したら適切な支援につなぎましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

1-3-1 ▶ 困りごと、悩みごとに気づける体制づくり

- 市民が抱える様々な困りごとや悩みごとに気づき、適切な支援につなぐ意識の醸成と仕組みづくりを推進します。
- ひきこもりの人や、地域で孤立している人の早期発見と課題解決のため、支援団体や医療機関等の専門家が地域に出向き、困りごとや悩みごと等に気づき、解決につなぐことのできる体制の充実を図ります。
- 困っていたり悩んでいる人に気づき、声をかけ、支援へつなぐゲートキーパーの育成や役割の周知により、自死予防の対策を強化します。

1-3-2 権利擁護に関する制度の周知と利用促進（日常生活自立支援事業）

- 様々な機会を通じて、認知症や知的障害・精神障害等によって判断能力が十分でない人の権利を守る「日常生活自立支援事業（まもりーぶ）」の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、制度の周知と利用促進を図ります。

1-3-3 虐待等の早期発見・早期対応と虐待防止ネットワークの推進

- 子どもや高齢者、障害のある人等に対する虐待や家庭内暴力（DV）の防止に努めるとともに、早期発見や解決を図るために、虐待の通報義務等の周知・啓発を推進します。
- 虐待防止センター、市民相談センター、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、虐待の早期発見と防止に努め、保護者並びに養護者に対する適切な支援を行います。

1-3-4 生活困窮者対策の推進

- 生活困窮者へは就労や家計相談、住居確保支援等により、自立した生活が送れるよう伴走し、社会参加へつながるような支援を行います。
- 子どもの貧困対策を推進するため、福祉や医療、保健、教育等多くの関係機関や団体と連携し、保護者の就労支援や経済的支援及び子どもの学習支援等の充実を図ります。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
虐待防止啓発活動実施回数 (累積)	虐待防止に係る啓発活動を実施し、市民への意識啓発を図る	虐待防止センター	10回	60回
生活困窮者に対する相談支援 (新規相談件数・単年)	生活困窮者が抱える相談に応じ、課題を分析し、個々のニーズに合わせた支援により相談者の自立を図る	保護課	212件	250件

【方向性】

一人ひとりの気づきが地域活動団体や行政の相談窓口等に『つながる』ように、誰もが必要な情報を得ることのできる情報提供や周知とまるごと受け止める相談体制を推進するとともに、支援する様々な関係機関との連携強化を図ります。

施策の展開

▶ 2-1 必要な情報が得られ、身近で気軽に相談できる体制を整備します

▶ 2-2 地域活動の担い手の育成支援と連携強化を推進します

▶ 2-3 重層的・包括的な支援の仕組みづくりを推進します

関連するSDGs



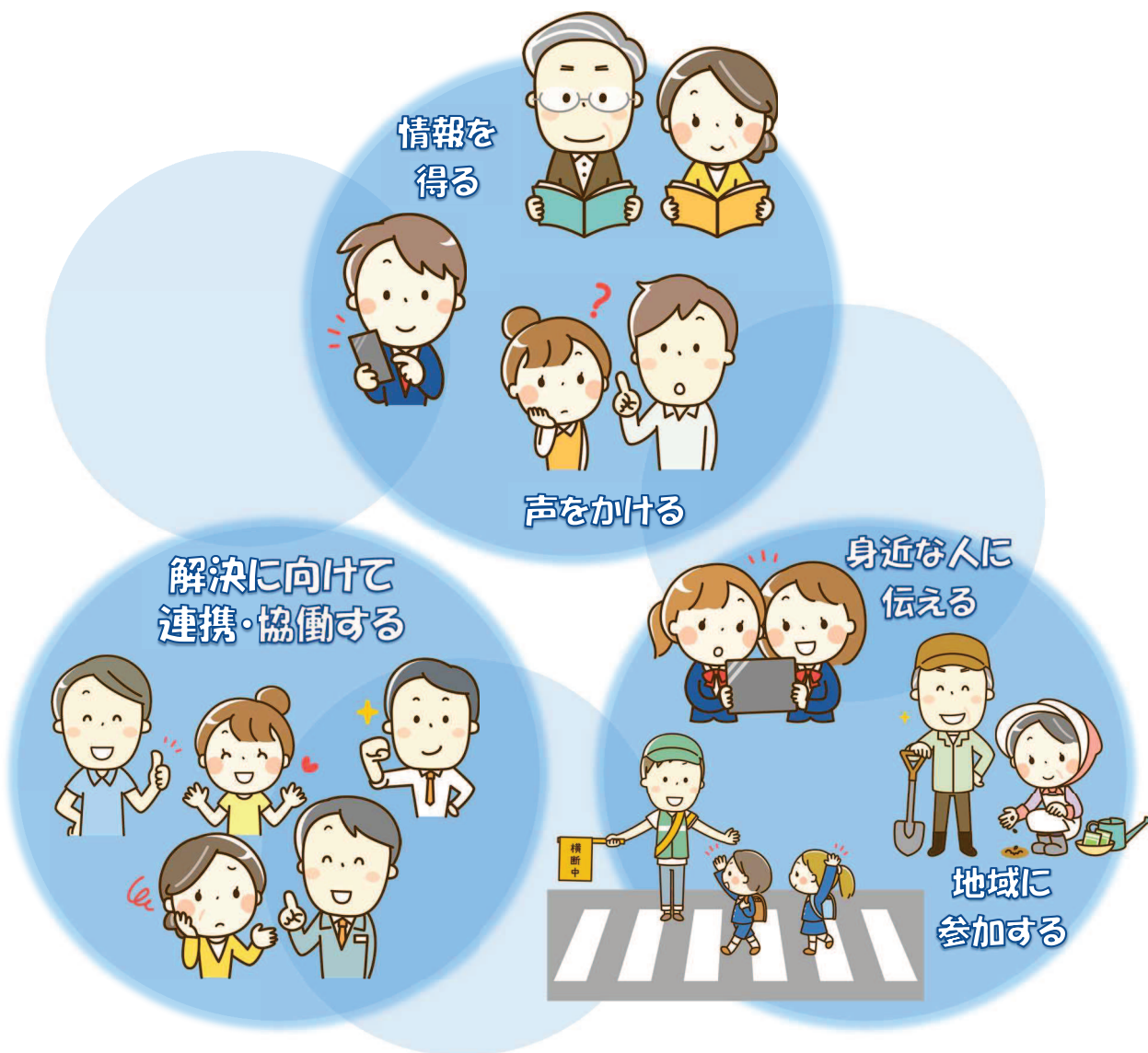
● 数値目標 (KGI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
『困りごとの相談者』が誰もいない・思いつかないと回答した市民の割合 ア	人や相談先とのつながりのない市民を減らし、支援を必要とする人を見逃さない地域・体制の実現を図る	全庁、 社会福祉 協議会	4.1%	0%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

困っている人や、気になる人を見かけたら声かけし、話を聞いてみましょう。

また、身近な人に伝える『つなぎ』からも支援の輪が広がるはずです。



□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 情報を必要とする人が必要なタイミングで情報を得られるよう、発信方法や仕組みについて検討が必要です。
- アンケート調査（一般市民、民生委員・児童委員、団体調査）では、市や関係機関が行っている各種相談先の認知度は必ずしも高くない状況であることから、広く周知を図る必要があります。
- 複雑化・多様化する問題への相談に対応するためには、相談を受ける側の技能の向上と、関係機関との連携が必要です。

▶目指す姿

- 高齢者、障害者、子どもや子育て世代、生活困窮者を始め、すべての人が必要なサービスや支援情報を得られ、誰でも気軽に相談できます。

▶市民に期待する取組（自助）

- 広報紙やホームページ等を読み、必要になる時に備えて、相談先などの大切な情報を知っておきましょう。
- 困りごとは一人で抱え込まず、家族や隣近所、相談先に相談しましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 身近な人やその情報を必要としている人には積極的に情報を伝えましょう。
- 自治会やNPO等の地域活動団体は、日頃から地域住民と交流する機会を持ちましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

2-1-1 情報提供の充実

- 情報を発信する際には、多くの人に伝わるよう、広報紙等に加え、SNS^{*}等ICTの活用を含め多様な媒体により、それぞれに適した手段で情報が得られるよう情報提供手段の充実に努めます。
- 出前講座や各種サロン活動等の機会を活用し、情報提供に努めます。
- 市民が気軽に相談できるよう、相談窓口や役割等の周知を図ります。

2-1-2 相談体制の充実

- 相談の対応にあたっては、困りごとを抱えている人に寄り添い、必要な支援へつなぎます。
- 各関係機関との分野を超えた連携により、円滑な課題解決に努めます。

2-1-3 相談を受ける側の技能向上

- 多種多様な情報提供を含め適切な相談対応ができるよう、研修等により民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター（CSC）、各種専門相談員の知識や技術等の向上に努めます。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域の助け合いやボランティア活動に関する情報が入手できなかった市民の割合 ^ア	市民が地域福祉に関する情報に関心を持ち、容易にアクセスができたかをみる指標	全庁、 社会福祉協議会	10.1%	0%
民生委員・児童委員の充足率	地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の充足率の向上により、相談体制の充実を図る	福祉総務課	90.0%	95%

※末尾に ^ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

^{*}ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。インターネット上において、利用者同士のつながりを支援するためのサービス。LINE、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどが有名。

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 高齢化と人口減少に伴い、地域活動の担い手の不足及び高齢・固定化が進み、一人が複数の役割を兼務するなど負担が増加しており、人材の育成・確保が必要となっています。
- 特に半島沿岸部では、高齢化率の高さと顕著な人口減少も重なり、地域の担い手不足が深刻となっています。
- 新型コロナウイルス感染症対策による影響は地域活動にも及んでおり、活動内容の変更や感染防止対策は地域活動団体にとって大きな負担となっています。
- アンケート調査（一般市民調査）では、約8割が地域での手助けをしたいと考え、地域活動・ボランティア活動をしたことがない人のうち約5割が何らかの活動意向があると回答していることから、活動参加へとつながるような環境づくりの検討が必要です。

▶目指す姿

- NPOを始めとした地域活動団体への理解が深まり、地域活動への参加意識が向上するとともに、関係機関との連携が進んでいます。

▶市民に期待する取組（自助）

- 地域活動やボランティア活動が誰かの手によって担われていることを知り、興味を持ちましょう。
- 地域活動やボランティア活動に限らず、様々な活動へ積極的に参加しましょう。また、あいさつや声かけなどできることから取り組んでみましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 地域の中で活動する団体は、相互に積極的な連携を図りましょう。
- 地域活動団体等は、活動を継続していくために、地域住民が参加しやすい工夫により参加者を増やすことや、担い手育成の声かけをしましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

2-2-1 ▶地域活動の人材育成

- 地域活動への理解を深めるため、広報紙やホームページ等による啓発や講座・研修会等により地域住民等の意識向上を図り、活動への参画と人材育成を推進します。
- 社会福祉協議会等と連携し、各種ボランティアの養成研修の修了者などから、新たな地域活動の担い手の発掘に努めます。

2-2-2 ボランティアの育成強化

- 地域住民の自主的な参画と合わせて各種地域活動団体と行政が協働し、地域活動や交流活動の支援等を推進します。
- 地域の支え合いや助け合いの推進に向けて、社会福祉協議会が中心となりボランティアの育成拡充を図ります。
- 社会福祉協議会等と協力し、災害時に備え、迅速かつ効果的な救援活動が行えるよう、災害ボランティアの育成を推進します。

2-2-3 地域活動・ボランティア・NPOの活動支援

- 活動の活性化に地域の担い手として重要な役割を持つボランティア・NPO等の地域活動団体が活動を継続できるよう支援します。
- 地域活動やボランティア活動の参加者を増やすため、広報紙等を通じた周知活動を行い、担い手不足等の課題の解決に向けて支援します。
- 震災後、地域住民の生活支援のため市外から訪れたNPO等の「関係人口[※]」により、サロン活動等が行われ、コミュニティの活発化が図られたため、今後もこのような人材と協働し地域活動を推進します。

2-2-4 団体と関係機関等との連携強化

- 様々な地域活動団体や関係機関等が情報共有や意見交換を行い、連携強化を図ります。
- 地域活動団体等との連携を強め、地域住民が身近な地域で活動しやすい環境づくりを推進します。
- 地域活動団体と地域福祉コーディネーター（CSC）や地域包括支援センター等の専門職による連携体制の構築を推進します。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域互助活動実施団体件数 (単年)	地域互助活動(高齢者・障害者・子ども・生活困窮者を対象とした日常生活上の助け合い)が行われている団体数の増加を図る	包括ケア 推進室	11件	28件
ボランティアセンター登録者数	ボランティアセンターに登録している各種ボランティア団体及び個人の活動を推進し、担い手の育成を図る	社会福祉 協議会	3,674人	4,200人

[※]移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 地域コミュニティの希薄化の進行に加え、社会的孤立やひきこもり、生活困窮等、各制度の狭間にある問題もあり、個人が抱える問題は複雑化、複合化しており、個人による問題解決が難しくなっています。
- 民生委員・児童委員や地域活動団体も様々な悩みや課題を抱えており、それを受け止めるための相談先やサポート体制の強化を図る必要があります。

▶目指す姿

- 包括的な支援体制が整い、問題を抱える人や世帯などが迅速かつ適切に必要な支援へつながっています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 困っている人や地域から孤立している人を見過ごさず、自分のこととして捉える意識を持ち、声をかけてみましょう。
- 地域や社会とつながりを持ち続けることの大切さに気づき、つながりが途切れないようにしましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 困りごとを抱えている人に気づいたら、寄り添い、相談に乗り、地域でできることを話し合ってみましょう。
- 民生委員・児童委員や地域活動団体は、必要な情報を共有し、困りごとを抱えている人を適切な支援につなぎましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

2-3-1 ▶ サービスや支援が必要な人の把握

- 様々な関係機関との連携により、福祉サービスや支援を必要とする人の把握に努めます。
- 市や地域、関係機関が連携することで、多くの層による見守りや相談、支援のネットワークづくりを推進します。

2-3-2 地域福祉コーディネーター（CSC）の活動推進

- 高齢者に対する介護予防等の取組を進める生活支援コーディネーターと、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする役割を兼ねた地域福祉コーディネーター（CSC）と共に、市や関係機関が連携し、地域課題へのサポート体制を推進します。
- ちょっとした日常の困りごとは、地域で支え合い、解決を目指す仕組みづくりの構築に向け、地域の理解を深めるための啓発や手助けを行い、地域活動の強化を推進します。

2-3-3 地域福祉ネットワークづくり

- 地域や関係機関、社会福祉協議会等との協働によりネットワークを構築し、地域課題を自らの地域で受け止め、解決へ向け取り組む体制づくりを推進します。
- 民間事業者等と「高齢者見守りへの協力に関する協定」を締結するなど、多様な職種や機関との連携強化を図ります。
- 高齢者、障害のある人、子ども・子育て世代、生活困窮者など、対象者に特化した各種相談窓口では、課題の解決に向けて十分な機能が発揮できるよう、機能強化や情報共有、様々な機関との連携を図ります。

2-3-4 まるごと受け止める相談支援体制の充実

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めていきます。
- 地域の中には困りごとや課題を抱えていても自ら声をあげることができない人や、現行の制度にあてはまらない場合もあるため、アウトリーチ等を通じ、把握と適切な支援につなぐよう努めます。
- 地域住民が抱える困りごとの解決が、従来の取組や支援のみでは難しいことから、地域や多様な主体との連携、協働により地域力の強化を推進します。
- 社会とのつながりをつくるための支援や、NPO等の協働により、新たなサービスの創出に努めます。

◎ 評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域福祉コーディネーター（CSC）の活動状況（コーディネート件数）(単年)	地域活動への支援や活動強化を図る調整役としての活動状況をみる指標	福祉総務課	3,548件	3,800件
市民相談受付件数(単年)	市民生活全般にわたる複雑多様な相談を一つの窓口で受理し、適切な支援につなげる	市民相談センター	746件	800件

3 安心して健やかな暮らしを『支える』体制づくり

【方向性】

高齢者、障害者、子どもや子育て世代、生活困窮者などすべての人がいつまでも健康で安心して暮らすことができるよう、心身の健康づくりや支援体制整備を図り、日常を『支える』体制づくりを推進します。

施策の展開

- ▶ 3-1 心と体の健康づくりを推進します
- ▶ 3-2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します
- ▶ 3-3 障害のある人が自立と社会参加できる支援体制を推進します
- ▶ 3-4 高齢者がいきいきと活躍でき、安心して暮らせる体制を推進します
- ▶ 3-5 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します

関連するSDGs



●数値目標 (KGI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域で助け合いの意識が全体的にある・部分的にあると回答した市民の割合 ア	助け合いが行われている地域が広がることで、地域福祉の浸透の度合いをみる指標	全庁、 社会福祉 協議会	51.1%	60%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

誰もが**助け合いの気持ち**を持ち、住み慣れた地域で**穏やかな**生活を送りましょう。

様々な**関係を超えて**、お互いが『**支え合い**』、**健康や安心な暮らしが持続**できるはずです。



健康づくり

日常を支える



誰もが
安心して暮らせる

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 10代では不登校、30代前後では仕事関係、60代以上では身体機能低下など、年代によって悩みや不安の内容は様々であり、特に若い世代にはSNS等を利用した相談方法を推進することも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症対策による活動制限が長期化し、心身の機能低下や閉じこもりが危惧される状況であるため、各種活動の再開や電話・タブレット等を利用した交流の促進も必要です。
- 肥満や高血圧などを始め、生活習慣病*のリスクがある人が増えており、若い世代から正しい食生活や運動習慣を身に付け、高齢になっても健康でいきいきと暮らし続けられることが重要です。
- がん検診の受診率が低いため、がんの早期発見・早期治療の重要性を周知し、受診率の向上を図ることが必要です。

▶目指す姿

- 自分の健康に対する意識が向上するとともに、特定健診やがん検診の受診率が向上し、生活習慣病の予防に努めています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 自分の体調を気にかけて、バランスの良い食事や適度な運動を心がけましょう。
- 定期的に健康診断を受け、生活習慣病の予防に努めましょう。
- 積極的に健康づくりの活動へ参加しましょう。
- かかりつけ医を持つことや専門的な相談ができる窓口があることを調べておきましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 健康診断について、地域の人と話題にしてみましょう。
- 地域や職場で、仲間と一緒に健康づくり活動をしてみましょう。
- 運動や食生活改善などの学べる場へ参加しましょう。

*食事や不規則な生活等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常（高脂血症）、高血圧、肥満等の疾患の総称。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-1-1 心身の健康づくりの推進

- がんや生活習慣病の早期発見・早期治療のために、健康診断の受診勧奨を行います。
- バランスの良い食事や適度な運動に取り組めるよう、地域で実践できる活動を支援します。
- 若い世代から健康に興味を持ち、健康づくりに取り組めるよう、広報紙に加え、ホームページ等を活用した情報提供を充実します。
- 子どもから高齢者まで、誰でも気軽に相談できる相談窓口の周知を図り、広報紙やホームページ等を活用した情報提供を充実します。
- 日頃からストレスをため込まないように、ストレス解消法の情報提供や趣味を持つきっかけづくりの機会を提供します。

3-1-2 感染症対策の推進

- マスクの着用、手指消毒、三密回避など、新型コロナウイルス感染症等の予防の徹底に努めます。
- 市民が安心して集まり、活動できるよう、新型コロナウイルス感染症等の対策の徹底について周知・啓発するとともに、各種サロンや講座、健康診断などの安全な開催を推進します。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
心身ともに健康であると感じている人の割合 ア	心身ともに健康であることで、地域においていきいきと生活できているかをみる指標	全庁、 社会福祉 協議会	79.3%	85%
各種がん検診受診率	各種がん検診の実施及び受診勧奨により、がんの早期発見の促進を図る指標	健康推進課	15.1%	17.6%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 少子化や核家族化が進行し、地域でのつながりや助け合いの意識が希薄化し、子育て家庭の孤立、放課後の子どもの居場所、虐待など様々な課題があります。
- 子どもを安心して産み育てられるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、切れ目のない子育て支援を充実することが重要です。
- 子育ては家庭のみではなく、地域全体で見守り・育てていくという意識を持つことが必要です。
- ひとり親家庭や生活困窮家庭等、支援を必要としている人が子育てと仕事を両立していくためには、職場の理解や協力が必要です。

▶目指す姿

- 子育てへの関心、理解が地域全体に深まるとともに、保育施設や子育て支援サービスの充実が図られています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 地域の子育て支援センターや子育てサークル等に出掛けてみましょう。
- 悩みや不安がある時は、抱え込まず身近な人や相談窓口に話してみましょう。
- 妊娠から出産、子育てなどに関する自分の経験を活かし、妊婦や子育て世代の人たちを支援する気持ちを持ちましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、悩みや不安を抱える親のSOSを見逃さない環境づくりに取り組みましょう。
- 子どもの「声なき声」や気になる行動に気を配り、子どもを見守り支えましょう。
- ファミリーサポートセンター等の子育てボランティアへの参加や、活用により、互いに支え合いましょう。
- 大人から子どもに地域のことを伝えたり、子どもと一緒に参加できるイベントを企画し、地域のみんが交流できる機会をつくりましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-2-1 子育て支援の充実

- 子育て支援に関する制度や教育・保育サービスについて、内容や利用方法などを周知し、利用者が必要時に安心してサービスを利用できるよう環境の充実を図るとともに、運営団体への指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。
- 待機児童の解消のため、ニーズに応じた教育・保育サービスの拡充に努めます。
- 企業や事業所等に対し、子育てと仕事の両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図ります。
- 子どもの適正な医療の確保と子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、子ども医療費助成の充実を図ります。

3-2-2 相談先の周知と連携強化

- 子育て支援に係るサービスの充実やネットワークづくりを強化するとともに、利用者が利用しやすい環境づくりを進めます。
- 妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援が行えるよう、子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等との連携を強化します。
- 不登校や虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、教育分野との連携により、子どもやその家族への支援体制を強化します。

3-2-3 居場所づくりの推進

- 子どもが地域活動に参加することで、子どもの社会性を育み、地域とつながる取組を推進します。
- 子どもの居場所である放課後児童クラブや子どもセンター、また、障害のある子どもの放課後や長期休暇中の居場所である放課後等デイサービス、日中一時支援事業のほか子ども食堂^{*}事業など子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
保育施設及び放課後児童クラブ待機児童数(単年・各年4月1日現在)	保育施設等の待機児童数を減少させ、子育て環境を充実させる	子ども保育課	保育施設 12人 児童クラブ 171人	保育施設 0人 児童クラブ 0人
子育て世代包括支援センター相談窓口設置数(累積)	子育て包括支援センター(子育て相談窓口)の窓口設置箇所を増やし、子育て環境を充実させる	子育て支援課	3箇所	4箇所

^{*}NPOや地域住民のボランティア及び自治体等による、貧困家庭や孤食の子どもが一人でも利用できる、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場所。また、地域の交流や見守りの場としての役割も担っている。

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 誰もが地域の中で自分らしく暮らし続けるには、障害のある人や障害特性への正しい理解を深め、差別や偏見を解消し、地域住民として尊重し合い、日常の声かけや、手伝いにより顔の見える関係を構築することが求められています。
- 障害のある人が自立して生活していくためには、特性に応じたサービス提供や相談体制の充実、雇用の促進や就労の支援が重要です。
- 障害のある子どもたちが自身の能力や個性を伸ばし、健やかに成長していくためには、一人ひとりに適した教育や支援を行うことが重要です。

▶目指す姿

- 障害のある人や障害特性への理解が深まり、互いに尊重し合い、差別のない社会で共生し、誰もが自分らしく生活しています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 障害のある人や障害特性について正しく理解し、人格と個性を尊重しましょう。
- 障害のある人たちが行っている様々な活動に目を向け、理解を深めましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 障害のある人と日頃から交流を持ち、災害時や緊急時に地域でどのような支援が必要か知っておきましょう。
- 障害のある人を地域の活動に誘い、交流を図りましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-3-1 ▶ 相談支援体制の推進

- 障害のある人やその家族の不安や悩みを軽減するため、専門相談の窓口である相談支援事業所や基幹相談支援センター^{*}の周知を図るとともに、多様な相談内容に対応できるよう、関係機関との連携により、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

^{*}障害の種別及び各種ニーズに対応した総合的な相談や専門的な相談を行うほか、地域の相談事業所に対する専門的な指導や助言、人材育成支援など、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみを設置している。

3-3-2 障害福祉サービスの充実

- 障害のある人の支援に関する制度やサービスについて、内容や利用方法などを周知し、利用者が必要時に安心してサービスを利用できるよう、サービス提供事業所への指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。
- 障害のある人が自己選択、自己決定ができるよう、福祉制度に関する情報提供の充実に努めるとともに、サービス提供事業所との連携を図ります。

3-3-3 自立と社会参加の支援

- 障害特性に応じた多様な意思疎通と情報提供の充実により、障害のある人の社会参加の促進を図ります。
- 障害のある人が様々な訓練や支援を通じて、就労の確保や障害者地域活動支援センター等での活躍できる場所づくりを推進します。

◎評価指標（KPI）

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
障害福祉サービス利用人数 (単年)	障害福祉サービス(介護、 援護、就労支援、生活援助) の利用人数を増やし、 障害福祉環境の充実を図 る	障害福祉課	1,524人	1,800人
障害者相談支援件数(単年)	相談・支援体制を充実さ せ、障害者相談件数を増 やし、必要な情報提供、権 利擁護を行う	障害福祉課	12,649件	13,000件

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 高齢者の健康といきいきした暮らしを持続するためには、生きがいつくりや社会参加が重要です。
- アンケート結果では元気な高齢者が多いことから、地域での役割や活躍の場を設け、積極的に地域活動へ参加していける環境づくりが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛等により、家に閉じこもりがちになる人が増え、フレイルや転倒、認知症等のリスクが高まっています。
- 介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のない支援体制が必要です。

▶目指す姿

- 地域活動への参加や趣味などにより、生きがいを持ち、いきいきと健康に暮らす高齢者が増えています。

▶市民に期待する取組（自助）

- 隣近所の人とあいさつを交わすなど交流を持ち、健康づくり等の地域活動に積極的に参加しましょう。
- 趣味や生きがいを持つようにし、いきいきとした生活を送りましょう。
- 健康維持のため、適度な運動や正しい食生活を心がけ、自分でできる介護予防に取り組みましょう。
- 在宅医療や介護、認知症について、関心や正しい知識を持ちましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 趣味や生きがいつくりを地域活動に活かし、地域住民へ参加を呼びかけましょう。
- 高齢単身者などの支援が必要な人を地域で把握できるよう、声かけや見守り活動でつながりを持ちましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-4-1 生きがいづくりと社会参加の推進

- 高齢者が地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、気軽に参加できる各種事業やイベント等、高齢者主体の活動の場づくりを支援するとともに、地域における様々な活動の情報を提供します。
- 就労が生きがいづくりへつながるよう、公共職業安定所やシルバー人材センター等と連携を強化し、就労支援に努めます。
- 高齢者の経験や特技を活かし、子どもたちに伝えていける多世代交流の場づくりを推進します。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ICTも活用した移動手段や地域コミュニティの確保に努め、閉じこもりの防止や社会参加を推進します。

3-4-2 高齢者福祉・介護保険等サービスの充実

- 高齢者の支援に関する制度やサービスについて、内容や利用方法などを周知し、要介護認定者が必要時に安心してサービスを利用できるよう、サービス提供事業所への指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。
- サービス提供事業所や各種福祉団体と連携しながら、適切なサービスを提供できる体制を推進します。
- 高齢化の進行による介護サービス需要に対応するため、介護人材の確保、育成を進めます。

3-4-3 認知症対策の推進

- 幅広い世代を対象に、認知症講演会の実施、認知症ケアパス^{※1}や認知症サポーター^{※2}の養成など、認知症に関する正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
- 認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員^{※3}の配置により、早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。
- 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「共生」を目指し、認知症カフェ等の普及により通いの場を拡大し「予防」の取組を進めます。

3-4-4 保健事業と介護予防の一体的な実施

- 介護予防・フレイル予防を強化するため、健診情報、医療情報、介護情報を一体的に関連付けたデータ分析をすることが可能となったことから、健康課題を明らかにし、より効果的な介護予防及び生活習慣病の重症化予防を推進します。

3-4-5 在宅医療・介護の連携

- 医師、看護師、介護支援専門員などの医療や介護に関わる多職種が連携し、医療介護サービスを包括的に提供するため、在宅医療・介護連携相談窓口の運営や課題の抽出、事業の検討等を行い、在宅医療・介護の連携強化を図ります。
- 医療・介護・福祉の支援にあたる専門職の人材確保や育成を推進します。

※1 認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示したもの。

※2 都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助け等を本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が平成 17（2005）年度より実施している「認知症を知り地域をつくる 10 か年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」によるもの。

※3 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要である。このため、市町村ごとに、地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

◎ 評価指標 (KPI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生きがいと創造事業受講者数(単年)	生きがいと創造事業(陶芸や木工など創造的活動と趣味を活用した生きがいづくりを目的とする講座)の受講者数を増加させ高齢者の生きがいづくりを推進する	福祉総務課	4,853人	6,320人
多職種連携の満足度	医療職と介護職の連携が深まることにより、高齢者に対する一体的な支援へつながるため、多職種の連携を推進する	包括ケア推進室	77.6%	85%

□施策を取り巻く環境（現状と課題）

- 市内では、公共施設等のユニバーサルデザイン、バリアフリー化が進んでいますが、不十分なところもあり、誰もが暮らしやすいまちづくりが求められています。
- アンケート調査（一般市民調査）では、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要なことは、「災害等が起きたときの地域での支援体制」が最も多くなっています。
- 東日本大震災以降も各地では地震や台風などによる自然災害が発生しており、個人や地域での災害時の備えはこれまで以上に必要となっているため、自主防災組織や避難支援体制の強化を推進し、地域防災力を向上させる必要があります。
- 誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、地域活動の活発化と地域力の向上につながる取組の促進が必要です。

▶目指す姿

- 災害時には地域住民が寄り添い、支援する体制がとられるとともに、高齢者、障害者、子どもや子育て世代、生活困窮者などすべての人が安全・安心に暮らすために、地域、地域活動団体や行政の連携強化が推進されています。

▶市民に期待する取組（自助）

- いつ起こるか分からない災害時のために、自分の身は自分で守る備えをしましょう。
- 様々な災害を想定し、避難方法等を考えておきましょう。
- 犯罪や非行をした人等の更生や再犯防止の取組について、理解を深め、温かく見守りましょう。

▶地域に期待する取組（互助）

- 災害に備え、多くの地域住民が参加できるような防災訓練を行きましょう。
- 大雨等の予測できる自然災害時は、避難等について事前に隣近所で声をかけ合いましょう。
- 地域ぐるみによる交通安全・防犯活動に取り組みましょう。

▶市や関係機関が実施する取組（公助・共助）

3-5-1 ▶ バリアフリー化の推進

- 暮らしやすい住環境の整備のため、耐震化や段差解消等のための住宅改修など、各種制度の周知及び利用促進を図ります。
- 公共施設等のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき誰もが住みよいまちづくりを推進します。

3-5-2 ▶ 災害時の支援体制の構築推進

- 災害時における地域での助け合いの仕組みを一人ひとりが把握し、災害時に実践できるよう、地域の自主防災活動等の活性化を推進します。
- 町内会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等との連携により、日頃から災害時に備える関係づくりを強化します。
- 災害時に一人でも多く避難支援につなげるため、地域住民や関係団体に声かけし、避難行動要支援者名簿への登録を促し、避難支援が必要な方を把握するとともに、民生委員・児童委員や防災ネットワーク^{※1}が名簿を活用し、地域の実情に応じた支援体制づくりを推進します。
- 高齢者や障害のある人、乳幼児等、それぞれに配慮した福祉避難所^{※2}の環境整備に努めます。

3-5-3 ▶ 交通安全・防犯対策の推進

- 子どもや高齢者が交通事故の被害者や加害者にならないよう、警察と連携し、学校や地域での交通安全運動を推進します。
- 地域や関係機関と連携し、地域の防犯意識の向上、防犯パトロール等を推進します。
- 警察との連携により、地域住民に対し、悪質商法や振り込め詐欺等の情報提供を行い、消費者被害の防止に努めます。

3-5-4 ▶ 住宅確保要配慮者^{※3}への支援

- 県や居住支援団体である関係機関と連携し、高齢者や障害のある人、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する人に対して、住宅情報の提供を行います。
- 住宅確保が難しい低額所得者の日常生活の安定を図るため、低廉な家賃の市営住宅の申込み案内等を行います。

※1 自主防災組織や町内会等を指し、災害時に備え、名簿を活用した地域による支援体制づくりを行っている。

※2 災害時に特別な配慮を必要とする要支援者を対象とした、バリアフリー等の機能を備えた避難所のこと。

※3 低額所得者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人等の住宅の確保に配慮が必要な人のこと。

3-5-5 成年後見制度の周知と利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

（１）成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害等によって、判断能力が不十分な人の日常生活を法的に支援する仕組みです。家庭裁判所によって選任された後見人等が、財産管理や契約の代理や取り消し、介護・医療へのサポート等を行います。

本人や配偶者、４親等内の親族などが家庭裁判所に対し、制度を利用するための申立てを行うことができます。

（２）成年後見制度利用促進基本計画策定の法的根拠

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、この成年後見制度の利用促進に関する取組を「石巻市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、以下の施策を推進します。

成年後見制度利用促進法 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（３）成年後見制度に関する施策

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- 権利擁護支援を必要とする人の自分らしい生活を守るための制度として活用できるようにするため、以下の役割と機能を有する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

【地域連携ネットワークの役割】

- 権利擁護支援を必要とする人を発見し、速やかに必要な支援に結び付けます。
- 早期の段階から成年後見制度の利用について住民が相談できる体制を整備します。
- 意思決定支援と身上の保護を重視した成年後見制度の運用につながるような支援体制を整備します。

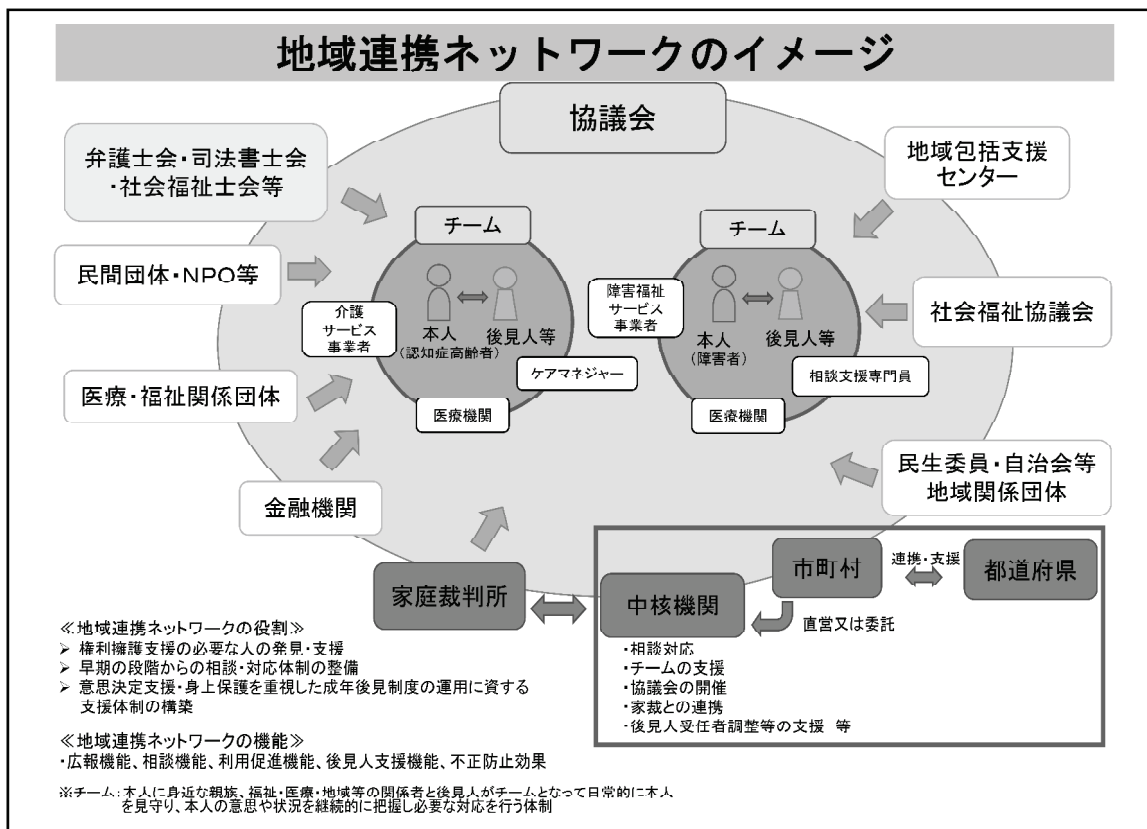
【地域連携ネットワークに求められる機能】

- 地域連携ネットワークは、成年後見制度の周知・啓発、権利擁護に関する相談、制度の利用促進、後見人支援の４つの機能を段階的に整備するとともに、制度利用時の不正防止にも配慮します。

【地域連携ネットワークの基本的仕組み】

- 判断能力が不十分な人を後見人等と共に支えるため、後見人等と福祉等の関係者がチームとなって本人を見守る体制づくりを推進します。
- 福祉・法律の専門職団体や関係機関が協力してチームを支援する仕組みを整備します。
- 本市は中核機関として、地域連携ネットワークの構築において主体的な役割を果たすとともに、家庭裁判所、専門職団体及び関係機関との連携確保に努めます。
- 地域連携ネットワークの構築については、既存の仕組みを活用するとともに、関連施策と連携を図り、推進します。

【地域連携ネットワークのイメージ】



資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」

②成年後見制度の担い手の確保

- 市民後見人の養成、法人後見の活用等の成年後見制度の担い手確保に向けた施策の必要性について検討を行います。

③成年後見制度利用支援事業の実施

- 身寄りがいないなどの理由により、親族等による成年後見制度の申立てが難しい場合には、市長が審判請求を行い、制度の利用を支援します。
- 成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な人に対して助成を行います。

3-5-6 更生支援に向けた地域づくり（再犯防止推進計画）

（１）再犯者率の現状

全国では、平成16年以降、刑法犯の検挙者数が減少しているものの、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しています。

県内の再犯者率は、平成27年の50.2%以降減少し、平成30年では、全国の48.8%に対し、47.3%と全国をわずかながら下回っている状況となっており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

【検挙者数、再犯者率の推移】

○全国

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
検挙者数	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582
再犯者数	114,944	110,306	104,774	100,601	93,967	89,667
再犯者率	48.0%	48.7%	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%

資料：法務省「令和3年版再犯防止推進白書」

○宮城県

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
検挙者数	3,457	3,209	3,205	3,205	3,113	2,872
再犯者数	1,734	1,578	1,557	1,517	1,582	1,452
再犯者率	50.2%	49.2%	48.6%	47.3%	50.8%	50.6%

資料：宮城県再犯防止推進計画

（２）再犯防止推進計画策定の法的根拠と概要

国は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、平成28年12月、再犯防止推進法を制定しました。

再犯防止推進法第8条第1項では、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており、本計画に再犯防止推進計画を一体的に策定し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、関係施策と連携して取り組み、再犯防止の推進に努めます。

再犯防止推進法 抜粋

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(3) 更生支援に関する施策

①地域住民の関心と理解の醸成

- 犯罪や非行をした人等の更生について市民の理解を得るため、「社会を明るくする運動」や毎年7月の「再犯防止啓発月間」等の取組を通じて、周知・啓発を図ります。
- 小中学校等における薬物乱用防止教室を通じて、薬物乱用による影響と未然防止の重要性について周知・啓発を図ります。
- 非行の未然防止や非行少年等の早期発見のため、少年補導員による街頭補導活動や何気ない温かい一言による「愛の一声運動」の取組を推進します。

②関係機関、団体との連携の推進

- 更生保護サポートセンターの運営や保護司^{※1}、更生保護女性会等の更生保護関係の支援者・団体等の活動を支援します。
- 犯罪や非行をした人等を早期かつ円滑に適切な支援につなぐため、保護司、更生保護女性会等の更生保護関係の支援者・団体や福祉関係機関等とのネットワークの構築を推進します。
- 国の出先機関や県、県警及び各関係機関等と情報を共有し、連携を強化します。
- 犯罪や非行をした人を積極的に雇用する協力雇用主^{※2}に対しては、本市の総合評価入札制度の評価対象としており、再犯防止へ向けた就労の支援、確保を推進します。

③罪を犯した人の自立支援

- 犯罪をした人の中には、就労や住居の確保が難しく生活困窮となる場合もあり、公共職業安定所等との連携による就労支援や住居確保につながる支援の周知を図り、生活の自立と安定を促進します。
- 犯罪や非行をした人等の再犯の防止と社会復帰を支えるため、就労や住居の確保、学校等と連携した進学・復学支援、保健医療・福祉サービスの提供等、一人ひとりの状況に応じた支援や相談体制を構築します。

^{※1} 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱され、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

^{※2} 犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、改善更生に協力する事業主をいう。

◎ 評価指標 (KPI)

指標	評価の視点	担当課	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
防災ネットワーク登録率	町内会や自主防災組織、行政区等による「支援体制づくり」の進捗をみる指標	福祉総務課	41.1%	50%
成年後見制度の認知度 ア	判断能力が不十分な人の日常生活を支えるため、法的に支援する体制の推進を図る	全庁、 社会福祉 協議会	34.4%	40%

※末尾に ア の表記のあるものは、石巻市地域福祉に関するアンケート調査に基づく指標